

平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 日本ベリサイン株式会社
代表者名 代表取締役社長 古市 克典
(コード：3722、東証マザーズ)
問合せ先 コーポレート本部 本部長 風間 武也
(TEL. 03-3271-7011)

支配株主の子会社である合同会社シマンテック・インベストメンツによる
当社株券等に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、合同会社シマンテック・インベストメンツ（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式及び本新株予約権（下記「2. 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類」で定義しております。以下同じです。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に対し、賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、当社の支配株主（親会社）で、かつ公開買付者の完全親会社である米国シマンテック・コーポレーション（Symantec Corporation）（以下「シマンテック」といいます。）が、当社をシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的として行う一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として実施されるものです。当社の上記取締役会決議は、シマンテック及び公開買付者が、本公開買付け及びその後の一連の手続により、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて当社の発行済株式の全てを取得することを企図していること及び当社普通株式を上場廃止とする予定であることを前提として行われたものであります。

1. 公開買付者の概要（平成 24 年 5 月 25 日現在。特記するものを除く。）

(1) 名 称	合同会社シマンテック・インベストメンツ
(2) 所 在 地	東京都港区赤坂一丁目 11 番 44 号赤坂インターシティ
(3) 代表者の役職・氏名	シマンテックコーポレーション 職務執行者 グレゴリー・エム・キング 同 上村健太
(4) 事 業 内 容	本公開買付けにより当社の株式を取得し、保有することを主たる事業とします。
(5) 資 本 金	1 円
(6) 設 立 年 月 日	平成 23 年 10 月 7 日
(7) 大株主及び持株比率	社員 シマンテック 100%
(8) 上場会社と公開買付者の関係	
資 本 関 係	該当事項はありません。 なお、公開買付者の完全親会社であるシマンテックは、当社の普通株式 242,416 株（平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数である 454,790 株から第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において当社が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数の割合：約 54.28%）を保有しております。

人 的 関 係	該当事項はありません。 なお、当社の取締役であるスコット・テイラーは、公開買付者の完全親会社であるシマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼務しております。 また、当社の取締役であるフラン・ロッシュは、公開買付者の完全親会社であるシマンテックのバイスプレジデントを兼務しております。
取 引 関 係	該当事項はありません。 なお、当社は公開買付者の完全親会社であるシマンテックとの間で、ライセンス契約を締結し、シマンテックの保有する特許権等の使用許諾を受けております。なお、当社の平成 23 年 12 月期の連結売上高のうち、公開買付者の完全親会社であるシマンテックが開発し、かつ権利を有する製品及びサービスの売上の占める割合は、91.2%となります。
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社は、公開買付者の完全親会社であるシマンテックの子会社であり、公開買付者は、当社と親会社を共通にする関連当事者に該当します。

2. 公開買付者が買付け等を行う株券等の種類

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

- ①平成17年3月25日開催の当社定時株主総会及び平成17年9月16日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第7回新株予約権」といいます。）
- ②平成17年3月25日開催の当社定時株主総会及び平成18年1月26日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「第8回新株予約権」といいます。また、①及び②を総称して以下「本新株予約権」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の当社取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに対して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨の決議をいたしました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3) ④利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」記載の方法により決議されております。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

当社は、公開買付者より、本公開買付けの概要につき、以下の説明を受けております。

公開買付者は、本公開買付けを通じて当社の株式を取得及び保有することを目的として平成 23 年 10 月 7 日に設立された合同会社です。本日現在、公開買付者の持分の全てが、アメリカ合衆国デラウェア州にて設立された会社であるシマンテック（本店：アメリカ合衆国カリフォルニア州マウンテンビュー（Mountain View, CA, United States）、プレジデント、CEO 兼ディレクター（President, CEO and Director）：エンリケ・セーラム（Enrique Salem））により保有されています。

本日現在、シマンテックは、当社普通株式 242,416 株（当社の第 17 期第 1 四半期報告書（平成 24 年 5 月 10 日提出）に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数である 454,790 株から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において当社が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数の割合：約 54.28%（小数点以下第三位を四捨五入し

ています。))を保有しています。

公開買付者は、当社の普通株式（シマンテックが保有する当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得するため、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けは、以下に記載のとおり、本取引の一環として実施されます。シマンテックが単独で当社の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本日現在未定です。本公開買付けに際して、公開買付者は、シマンテックより、その保有する当社普通株式の全てである 242,416 株（上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数である 454,790 株から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において当社が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数の割合：約 54.28%（小数点以下第三位を四捨五入しています。))については本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。公開買付者は、本公開買付けにおいて当社の普通株式（シマンテックが保有する当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを買付けるために必要な資金を、本公開買付けの決済の開始日までに、シマンテックから提供される資金によって調達します。

なお、本公開買付けでは、公開買付者は買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 本公開買付けを含む本取引の目的及び背景並びに本公開買付けの成立後の経営方針

当社は、公開買付者より、本公開買付けを含む本取引の目的及び背景、並びに本公開買付け後の経営方針につき、以下の説明を受けております。

公開買付者の持分の全てを保有するシマンテックは、昭和 63 年 4 月にアメリカ合衆国デラウェア州にて設立された、企業及び個人の情報を守り、管理を実現する為のセキュリティ、ストレージ及びシステム管理ソリューションの提供を主要な事業の内容とする会社であり、同社の株式は、本日現在、米国ナスダック市場に上場されています。また、当社は、平成 8 年 2 月に設立された、電子認証サービス及び運用アウトソーシングサービス等を主要な事業の内容とする株式会社です。

シマンテックは、平成 22 年 8 月 9 日、平成 22 年 5 月 19 日付 Acquisition Agreement に基づき、米国ベリサイン・インクからの認証事業譲受の一環として、日本における SSL サーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスの販売及びマーケティングを主たる事業としている当社の発行済普通株式の約 54.28%（当社の第 17 期第 1 四半期報告書（平成 24 年 5 月 10 日提出）に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数（454,790 株）から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において当社が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数（242,416 株）の割合）（小数点以下第三位を四捨五入しています。）を、米国ベリサイン・インクから相対で取得しました。この当社普通株式の取得は、事業譲受の一環として行われたため、公開買付けによらずに行われました。

当社は、シマンテックの SSL サーバ証明書サービスに関し、日本での製品戦略立案及び製品管理、代理店パートナー等の販売網の開拓、製品・サービスの日本市場向けローカライゼーション、プロダクトマーケティング及びダイレクトマーケティング、販売、製品サポート及び認証を行っています。当社のクライアント認証サービスは、マネージド PKI サービス（電子認証局業務のアウトソーシングサービス）、使い捨てパスワードによる強固な二要素認証を実現するワンタイムパスワード（VIP）、及びオンライン詐欺を防止するリスクベース認証に大別され、当社は、これらのソリューションに関しても、日本での製品戦略立案及び製品管理、ローカライゼーション、プロダクトマーケティング、製品サポート及び販売を行っています。また、当社は、これらの事業を行うため、川崎市と札幌市でデータセンターを運営しています。

当社の平成 23 年 12 月期の連結売上高は 6,788 百万円であり、その主な内訳は、SSL サーバ証明書サービスによる売上高が 4,723 百万円、マネージド PKI を主力とするクライアント認証サービスの売上高が 1,933 百万円となっております。またドメイン管理サービスの再販等を主とするその他サービスの売上高は 131 百万円となっております。

近年、当社の SSL サーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスは、厳しい状況にあり、主力の認証製品の売上高は、平成 21 年から平成 22 年にかけては約 11%減少しましたが、平成 23 年には約 5%増加して回復しました。当社はその SSL サーバ証明書製品を、高付加価値ゆえ相対的に高価格に設定しておりますが、競合他社による低価格攻勢により、厳しい競争環境におかれています。

シマンテックは、他の地域においては、マルウェアスキャン（ウェブサイトが悪意のあるソフトウェアやコードが含まれていないかを 1 日に 1 回自動的にスキャンする機能）、シールインサーチ（検索結果にノートン[™]セキュアドシールを表示するサービス）及び脆弱性スキャン等の付加価値サービスを通じて SSL サーバ証明書製品を差別化するという戦略を推進しているとのことです。また、当社は日本において同様の戦略を推進し、法人向け直接販売、ウェブサイトを通じての直接販売、及び事業パートナーといった各販売網を通じて、SSL サーバ証明書製品を販売しています。

クライアント証明書及び VIP の販売は、クラウドビジネス環境の整備に伴い増加傾向にありますが、他製品との組み合わせによるソリューションが、今まで以上に求められています。

本公開買付けの第一の戦略的な目的は、SSL サーバ証明書サービス及びクライアント認証サービス双方の成長を促進することとのことです。また、当社の非上場化により実現する一般管理費削減分を、事業に再投資することも検討しているとのことです。

SSL サーバ証明書サービスに関しては、停滞気味の日本における SSL 事業を改善させることを目的としているとのことです。当社の SSL サーバ証明書サービスによる連結売上高は、市場における競争激化や日本国内における相対的に高い価格設定もあり、平成 22 年 12 月期の 4,586 百万円から平成 23 年 12 月期には 4,723 百万円へ増加したものの、平成 21 年 12 月期の 5,291 百万円からは減少しました。一方、世界のその他の地域の市場では、シマンテックの SSL サーバ証明書の受注高は、過去の 4 四半期において、平均して前年対比 8%増で推移しているとのことです。これは、製品の差別化、マーケティングの強化といった施策によるものとのことです。本公開買付けの完了後、シマンテックは、製品差別化のローカライズを加速し、契約更新比率を向上させるとともに新規顧客向け事業を拡充するために、他の地域で功を奏したマーケティング戦略を実行することも検討しているとのことです。

シマンテック及び当社は、平成 22 年 8 月以来、当社の企業価値を最大化するための様々な手段を検討してきました。その結果、シマンテックは、当社及びシマンテックが望ましい成長を実現するためには、シマンテックと当社の間でより緊密な関係を構築することが最善の方法であるとの結論に至り、平成 24 年 5 月 25 日、本取引の一環として、公開買付者に、当社の普通株式（シマンテックが保有する当社普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権を本公開買付けにより取得させることを決定したとのことです。とりわけ、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることにより、当社は、シマンテックのブランド及びその他の共通のリソースをより効果的に活用することができるようになり、迅速な意思決定を通じて、競争の激しい市場における環境の変化に早期に対応することができるようになると考えているとのことです。（シマンテックが単独で当社の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本日現在未定とのことです。）なお、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とした後における当社の役員構成の詳細については未定とのことです。

本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、製品の差別化を一層強化し、当社の SSL サーバ証明書及びクライアント認証サービスの販売体制を見直すことも検討しているとのこと。また、シマンテックは、世界的な戦略を活用し、既存の社内営業体制を改善することにより、SSL サーバ証明書の契約更新比率の向上、新しい事業に注力するための環境整備、マーケティング費用の増加等も検討しているとのこと。

クライアント認証サービスについては、本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、当社のクライアント認証サービスとシマンテックの他製品を組み合わせたソリューションを用意し、シマンテックの日本法人である株式会社シマンテックの販売力も活用し、当社の販売部隊と共同して、クライアント認証サービスの成長を促進させる予定とのこと。

当社普通株式に係る本公開買付けの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）を決定するために、公開買付者及びシマンテックは、当社より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、及び損益計算書等を含む財務情報に基づき、当社の財務・事業を多面的・総合的に分析したとのこと。また、公開買付者及びシマンテックは、当社普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去6ヶ月間における株価推移を参考に、当社による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、本公開買付価格を 44,000 円とすることに決定したとのこと。なお、当社との協議・交渉に際しては、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参照しているとのこと。公開買付者及びシマンテックは、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ、当社の株式価値に関するその他の諸要素（当社が提供した事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに株価推移）を総合的に考慮した上で、当社の取締役会が設置した第三者委員会（下記で定義されます。）との間で複数回実施された真摯な協議・交渉（詳細は、下記「（3）①当社における独立した第三者委員会の設置」をご参照下さい。）の結果等を踏まえることにより本公開買付価格を決定しようと判断したため、第三者算定機関の算定書は取得していないとのこと。

本公開買付価格である 44,000 円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成 24 年 5 月 24 日の当社普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値（24,890 円）に対して約 76.78%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間（平成 24 年 4 月 25 日から平成 24 年 5 月 24 日まで）の終値単純平均（27,374 円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約 60.74 %（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去3ヶ月間（平成 24 年 2 月 27 日から平成 24 年 5 月 24 日まで）の終値単純平均（29,022 円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約 51.61%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを、同過去6ヶ月間（平成 23 年 11 月 25 日から平成 24 年 5 月 24 日まで）の終値単純平均（27,705 円（小数点以下第一位を四捨五入しています。））に対して約 58.82%（小数点以下第三位を四捨五入しています。）のプレミアムを加えた額に相当します。

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならないこととされていますが、当社は、平成 24 年 5 月 25 日開催の当社取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの完了、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する者から当社に対して会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同様とします。）に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行いました。本新株予約権のいずれについても、本日現在において既に行使期間が開始しているところ、本日現在において、本新株予約権についてはいずれも、当社普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、各本新株予約権の買付価格は、1円とすることを決定したとのこと。

③ 本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由

当社は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社であるシマンテックからの本取引の提案が、構造的な利益相反を伴うものであり、当社の少数株主の利益を確保する必要性があることから、本公開買付けについての取締役会の意見を決定するに際し、以下の過程を経ております。

当社は、平成 23 年 8 月 3 日に、シマンテックから本取引の提案を受けました。

当社は、かかる提案を受け、平成 23 年 8 月 5 日に当社取締役会を開催し、同取締役会において、(i) 当時の当社の社外監査役であった梅野晴一郎氏（弁護士）、並びに社外有識者である藤崎清孝氏（株式会社オークネット 代表取締役社長）及び新井達哉氏（太陽 ASG 有限責任監査法人 代表社員 公認会計士）により構成される第三者委員会（以下「旧第三者委員会」といいます。）を設置し、同委員会に対し、シマンテックが当社の全株式の取得を目的として実施する公開買付けについて当社取締役会が賛成すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うことを諮問するとともに、当該公開買付けに関し、必要に応じ、当社又は当社の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱すること、(ii) 本取引に関する当社の財務アドバイザーは旧第三者委員会が指名する者とする事、及び、本取引に関する当社の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議しました。その後、旧第三者委員会は、複数の財務アドバイザーの候補者の中から、財務アドバイザーとして野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を指名したため、野村證券が当社の財務アドバイザーとして選任されました。

旧第三者委員会は、合計 12 回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本取引が当社の企業価値に与える影響及び本取引が当社の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本取引に関する協議・交渉を行いました。

旧第三者委員会とシマンテックの協議・交渉においては、主にシマンテックが提示する買付価格の妥当性が論点となり、旧第三者委員会は、シマンテックから初めて買付価格の提示を受けた平成 23 年 10 月 4 日以降、シマンテックとの間で、シマンテックが提示する買付価格を引き上げるよう協議・交渉を続けてきましたが、旧第三者委員会においてシマンテックが最終的に提示した買付価格（以下「旧提示価格」といいます。）に賛同するに至らなかったことから、平成 23 年 11 月 28 日付で旧第三者委員会とシマンテックとの間の協議・交渉は終了し、当社は、平成 23 年 12 月 22 日開催の当社取締役会において、旧第三者委員会への諮問を終了する旨の決議を行いました。

その後、当社は、平成 24 年 3 月 30 日に、シマンテックから再度本取引の提案を受けました。

当社は、かかる提案を受け、平成 24 年 4 月 2 日に当社取締役会を開催し、同取締役会において、(i) 旧第三者委員会の委員であった梅野晴一郎氏、藤崎清孝氏及び新井達哉氏、並びに、平成 24 年 3 月 29 日に当社の社外取締役役に就任した林新氏から構成される第三者委員会（以下「新第三者委員会」といい、旧第三者委員会と合わせて以下「第三者委員会」と総称します。）を設置し、同委員会に対し、(a) 本公開買付けについて当社取締役会が賛成すべきか否かを検討し、当社取締役会に勧告を行うこと、並びに、(b) シマンテックによる本公開買付けについて当社取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが当社の発行済株式の全てを取得するための完全子会社化の手の実施を当社取締役会が決定することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることを諮問するとともに、本公開買付けに関し、必要に応じ、当社又は当社の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱する旨を決議し、また、(ii) 本取引に関する当社の財務アドバイザーは新第三者委員会が指名する者とする事、及び、本取引に関する当社の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議しました。その後、新第三者委員会は、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が当社の財務アドバイザーとして選任されました。

新第三者委員会は、合計 10 回開催され、森・濱田松本法律事務所及び野村證券の助言を得ながら、本取引が当社の企業価値に与える影響及び本取引が当社の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本取引に関する協議・交渉を行いました。かかる協議・交渉の結果、シマンテックから、旧提示価格を上回る額の本公開買付価格が提示されるに至りまし

た。

具体的には、新第三者委員会は、シマンテックに対する質問書の送付、当社経営陣及びシマンテックに対するヒアリングを実施するとともに、野村證券から当社普通株式の株式価値についての分析結果の報告を受けること等により、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行いました。

新第三者委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けを含む本取引の実施により、当社のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により当社の企業価値が向上すると考えることには一定の合理性が認められ、他方、本取引の実行が当社の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まることから、本取引が当社の企業価値を向上させるものであると判断することは、合理的であるとの結論に至りました。

また、新第三者委員会は、本公開買付価格について、野村證券からの助言を得ながら、シマンテックとの間で、複数回の電話会議による直接交渉を含む、真摯な協議・交渉等を行いました。なお、新第三者委員会は、「(3) ②当社における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり、野村證券より、野村證券が平成 24 年 5 月 25 日付で当社に提出した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンのうち、株式価値算定書のドラフトの最終版に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、フェアネス・オピニオンのドラフトの最終版に基づき、本公開買付価格が当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨の説明を受けております。

そして、新第三者委員会は、本日開催の当社取締役会において、委員全員一致の意見により、当社取締役会に対し、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨、並びに、公開買付者による本公開買付けについて当社取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を当社取締役会が決定することは当社の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を本日付で提出しました。

当社取締役会は、本日、新第三者委員会の答申を受け、本公開買付けに関する審議を行い、本公開買付けを含む本取引の実施により、当社のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により当社の企業価値が向上すると考えられ、他方、本取引の実行が当社の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、本公開買付価格も妥当なものであること等から、本取引は当社の企業価値については株主共同の利益の向上に資するものであると判断するに至り、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、当社は、当該取締役会において、本新株予約権については、本新株予約権に係る買付価格が 1 円であることから、本公開買付けに応募するか否かについて当該新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨を、併せて決議いたしました。

なお、シマンテックから当初本取引の提案がなされた平成 23 年 8 月 3 日から平成 24 年 3 月 28 日までの期間については、同期間における当社の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏（フランシス・デスーザ氏は平成 24 年 3 月 29 日付で当社の取締役を退任しております。）は、本取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議に一切参加しておりません。また、平成 24 年 3 月 29 日以降の期間については、同期間における当社の取締役のうち、シマンテックのエグ

ゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏（フラン・ロッシュ氏は平成 24 年 3 月 29 日付で当社の取締役役に就任しました。）は本取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、当社の全取締役 4 名のうち 2 名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた当社取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席するものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しております。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、当社の立場において本取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉に参加しておりません。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

① 当社における独立した第三者委員会の設置

当社取締役会は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の意思決定過程における恣意性や利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を確保するため、上記「(2) ③本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成 23 年 8 月 5 日、旧第三者委員会を設置しました。旧第三者委員会は、上記「(2) ③本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、情報の収集・検討等を行い、また、当社取締役会の委嘱に基づき、シマンテックとの間で真摯に協議・交渉を行いました。もっとも、シマンテックと旧第三者委員会の間で最終的に買付価格の合意に至らず、シマンテックは、平成 23 年 11 月 28 日の段階で一旦は本取引の実行を断念するに至っております。

その後、当社は、平成 24 年 3 月 30 日に、シマンテックから再度本取引の提案を受け、上記「(2) ③本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、平成 24 年 4 月 2 日、新第三者委員会を設置しました。新第三者委員会は、上記「(2) ③本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、情報の収集・検討等を行い、また、当社取締役会の委嘱に基づき、シマンテックとの間で真摯に協議・交渉を行いました。

そして、新第三者委員会は、本日開催の当社取締役会において、委員全員一致の意見により、当社取締役会に対し、本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明するとともに、当社の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨、並びに公開買付者による本公開買付けについて当社取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を当社取締役会が決定することは当社の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行いました。

第三者委員会の各委員はいずれも、シマンテック及び公開買付者との間で利害関係を有しておらず、当社は、第三者委員会の各委員は本取引に関し当社の一般株主と利益は相反していないと考えております。

② 当社における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

当社は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、公開買付者及びシマンテックから独立した第三者算定機関である野村證券に対して当社の株式価値の算定を依頼いたしました。なお、野村證券は、当社との間に一定の取引関係がありますが、公開買付者及びシマンテックとの間で利害関係を有していないこと、上記「(2) ③本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、当社による本取引に関する当社の財務アドバイザーへの野村證券の選任は、本取引に関し当社の一般株主との間に利益相反のない委員から構成される新第三者委員会の指名に基づいていること等から、当社は、野村證券は本取引に関し当社の一般株主と利益は相反していないと考えております。

野村證券は、当社から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を用いて、当社の普通株式の株式価値分析を実施し、当社は、野村證券から平成24年5月25日付で株式価値算定書を手入いたしました。

上記各方式において算定された当社の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法	24,890円から29,022円
類似会社比較法	36,025円から39,076円
DCF法	42,767円から46,630円

市場株価平均法では、平成24年5月24日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における当社の普通株式の、基準日終値（24,890円）、直近1週間の終値平均（25,040円）、直近1ヶ月の終値平均（27,374円）、直近3ヶ月の終値平均（29,022円）及び直近6ヶ月の終値平均（27,705円）を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を24,890円から29,022円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、当社の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を36,025円から39,076円までと分析しております。

DCF法では、当社の事業計画、当社のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年12月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を42,767円から46,630円までと分析しております。なお、野村證券へ提出した当社の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

さらに、当社は、平成24年5月25日、野村證券より、本公開買付価格44,000円は当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しております。

なお、当社は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得しておりません。

③ 公開買付者から独立した法律事務所からの助言

当社は、公開買付者及びシマンテックから独立した当社の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けの手の適法性、本公開買付けに関する当社取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、シマンテックが提案した本取引を当社が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討いたしました。

④ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社は、シマンテック及び公開買付者からの本取引に関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討してまいりました。

その結果、当社は、本公開買付けを含む本取引の実施により、当社のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により当社の企業価値が向上すると考えられ、他方、本取引の実行が当社の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、旧提示価格を上回る本公開買付価格も妥当なものであること等から、本取引は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の当社取締役会において、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をいたしました。また、当社は、当該取締役会において、同じく後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本新株予約権については、買付価格が1円であることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議いたしました。

そして、当該取締役会に出席した監査役（監査役3名中、出席監査役3名）はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、シマンテックから当初本取引の提案がなされ、当社とシマンテックとの間で本取引についての具体的な議論が開始された平成23年8月3日から平成24年3月28日までの期間については、同期間における当社の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏、及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏（フランシス・デスーザ氏は平成24年3月29日付で当社の取締役を退任しております。）は、本取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議に一切参加しておりません。

また、平成24年3月29日以降の期間については、同期間における当社の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏（フラン・ロッシュ氏は平成24年3月29日付で当社の取締役に就任しました。）は本取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、当社の全取締役4名のうち2名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む当社取締役会における本取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた当社取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しております。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、当社の立場において本取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉等にも参加しておりません。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者によれば、法令に定められた公開買付期間は最短で20営業日であるところ、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を30営業日に設定しているとのことです。公開買付者によれば、このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに対する応募についての適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の他の買付者による買付けの機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

さらに、公開買付者は、当社との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が当社との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、公開買付者より、本公開買付け後の組織再編等の方針について以下の説明を受けております。

公開買付者によれば、上記「(2) ①本公開買付けの概要」に記載のとおり、公開買付者は、シマンテック及び当社が保有する自己株式を除いた当社の発行済株式の全てを取得する予定とのことです。

本公開買付けが完了した場合で、本公開買付けにより公開買付者が当社の発行済普通株式（シマンテックが保有する普通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。以下、本「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」において同じです。）の全てを取得できなかった場合には、シマンテック及び公開買付者は、以下の方法により、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて当社の発行済株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが完了した後、シマンテック及び公開買付者は、①当社の定款の一部を変更し、当社において普通株式とは別の種類の当社の株式を発行できるものとするることにより、当社を会社法に規定する種類株式発行会社に変更すること、②当社の定款の一部を変更し、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社が全部取得条項が付された当社普通株式の全部（当社が保有す

る自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別の種類の当社の株式を交付することについての議案を含む臨時株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。

また、上記臨時株主総会にて上記①のご承認をいただきますと、当社は会社法に規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、シマンテック及び公開買付者は、上記臨時株主総会の開催日と同日に上記種類株主総会の開催を当社に要請する予定とのことです。なお、シマンテック及び公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て(当社が保有する自己株式を除きます。)当社に取得され、当社の株主(当社を除きます。)の皆様には当該取得の対価として普通株式とは別の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の株式の数に 1 株に満たない端数がある株主の皆様に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当該別の種類の当社株式を売却することによって得られる金銭が交付されることになるとのことです。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の当社株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付けにおける本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて当社の発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主(シマンテック及び公開買付者を除きます。)の皆様に対し交付しなければならない当社の株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定とのことです。なお、公開買付者に対し交付しなければならない当社の株式の数を 1 株に満たない端数とする場合には、シマンテックが単独で当社の発行済株式の全てを保有することとなり、公開買付者に対し交付しなければならない当社の株式の数を 1 株以上の数とする場合には、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとなりますが、いずれの方法を採用するかについては、本日現在未定とのことです。

上記①乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められているとのことです。この方法により取得される当該普通株式 1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のほか、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、上記③の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第 117 条第 2 項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、公開買付者によれば、上記①乃至③の手続については、それぞれ、会社法及び当社の定款上、これらの定める定足数を満たした当社の株主総会・種類株主総会において、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数による決議がなされることが必要であるため、シマンテック及び公開買付者は、シマンテックが保有する株式数(242,416 株)に本公開買付けに応募された当社の普通株式の総数を加えた数が、当社の第 17 期第 1 四半期報告書(平成 24 年 5 月 10 日提出)に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の当社の発行済株式総数(454,790 株)から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において当社が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に占める比率(以下「応募比率」といいます。)が、3 分の 2 以上(株式数にして 297,726 株以上)に達した場合には、上記①乃至③の手続の実行を当社に要請いたしますが、応募比率が 3 分の 2 未満となった場合には、本公開

買付けは実施されるものの、上記①乃至③の手続の実行の要請を見合わせることを企図しており、シマンテック及び公開買付者がかかる要請を行わず、当社により上記①乃至③の手続が実行されない場合、当社普通株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場を維持することとなる予定であるとのことです。また、応募比率が3分の2以上に達した場合であっても、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び当社の株主の皆様の当社普通株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があるとのことです。但し、その場合でも、シマンテック及び公開買付者は、シマンテック、公開買付者及び当社以外の当社の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しているとのことです。この場合における当該当社の各株主の皆様へに交付する金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定とのことです。シマンテック及び公開買付者は、上記①乃至③の手続の実行を当社に要請する場合には、当社に対して、原則として、本公開買付けの完了後速やかに上記①乃至③の手続を開始し、平成24年11月を目処に上記①乃至③の手続を完了させるよう要請することを予定しているとのことです。以上の場合における具体的な手続及びその実施時期については、当社と協議の上、決定次第、速やかに公表するとのことです。

なお、本公開買付けは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会における当社の株主の皆様への賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主等の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家その他の専門家にご確認ください。

公開買付者は、本公開買付けが完了したものの、取得しなかった当社の本新株予約権について、当社に対し、当該本新株予約権を消滅させるために必要な手続を行うことを要請する予定とのことです。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

当社普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、当社普通株式は、東京証券取引所の定めるマザーズ市場の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの完了後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行する予定であり、その場合には、当社普通株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することができなくなります。また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された当社普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われず予定。公開買付者によれば、本公開買付けにおいて応募比率が3分の2未満となった場合には、本公開買付けは実施されるものの、シマンテック及び公開買付者は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続の実行の要請を見合わせることを企図しているとのことであり、シマンテック及び公開買付者がかかる要請を行わず、当社により当該手続が実行されない場合、当社普通株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場を維持することとなる予定です。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けに応募することを勧める理由及び代替措置の検討状況

上記「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」に記載のとおり、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社株式は上場廃止となりますが、当社は、シマンテック及び公開買付者からの本取引に関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討した結果、本公開買付けは当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであると判断し、本公開買付けについて賛同するとともに、当社の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済株式の全て（シマンテックが保有する当社普

通株式及び当社が保有する自己株式を除きます。)を取得することができなかつた場合には、公開買付者は、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の方法により、上場廃止となる当社普通株式に代わる対価として金銭の交付を受ける機会を当社の一般株主に提供しつつ、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを企図しているとのことです。また、普通株式に代わる対価として交付を受ける金銭の額については、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた額と同一になるように算定する予定とのことです。

(7) その他

当社は、本日別途公表いたしました「平成 24 年 12 月期配当予想の修正に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、本公開買付けにより、本公開買付け後におけるシマンテック及び公開買付者が保有する当社の議決権の総数が当社の総株主の議決権の 3 分の 2 以上となることを条件として、平成 24 年 12 月期の配当予想を修正し、平成 24 年 12 月期の剰余金の配当(期末)を行わないことを決議しております。

3. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けは、当社を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引(本取引)の一環として実施されるため、公開買付者は、シマンテックより、その保有する当社普通株式の全てである 242,416 株(当社の第 17 期第 1 四半期報告書(平成 24 年 3 月 31 日提出)に記載された平成 24 年 5 月 10 日現在の当社の発行済株式総数である 454,790 株から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において当社が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数の割合:約 54.28%(小数点以下第三位を四捨五入しています。))については本公開買付けに応募しない旨の表明を受けているとのことです。(シマンテックが単独で当社の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本日現在未定とのことです。)

4. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

5. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

6. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

7. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

8. 今後の見通し

上記「3.(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「3.(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照ください。

9. 支配株主との取引等に関する事項

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針の適合状況

公開買付者は、当社の支配株主(親会社)であるシマンテックの完全子会社であり、当社と同一の親会社をもつ会社等に該当するため、本公開買付けは、当社にとって支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成 23 年 5 月 23 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している当社の「支配

株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本取引の検討にあたり、上記「3. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、①独立性のある社外役員及び外部有識者により構成される第三者委員会を設置し、②支配株主との間に利害関係を有しない第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンを取得し、③支配株主との間に利害関係を有しない法律事務所から助言を受け、④支配株主との間に利害関係を有しない取締役によって最終的な当社の意見表明の決定を行っております。従って、同指針よりさらに厳格な体制をもって、本取引における少数株主の保護を図っております。

なお、平成 23 年 5 月 23 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書で示している当社の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」は以下のとおりです。

「当社の主たる事業および連結売上高は、米国シマンテック・コーポレーションとのライセンス契約に基づき、米国シマンテック・コーポレーションから提供を受けたものが主要部分を占めております。但し、取引内容および条件は、他の取引先と同様に、親会社からの独立性を確保するように法令に従い、公正かつ適正な手続きを踏襲し、客観的に合理的な条件となるように最大限の注意をもって決定しております。」

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. (3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照ください。

(3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

上記「3. (3) ①当社における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、社外取締役及び外部有識者によって構成された当社の第三者委員会（新第三者委員会）は、上記「3. (2) ③本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む本取引の実施により、当社のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により当社の企業価値が向上すると考えることには一定の合理性が認められ、他方、本取引の実行が当社の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まることから、本取引が当社の企業価値を向上させるものであると判断することは、合理的であるとの結論に至り、また、本公開買付価格について、野村証券からの助言を得ながら、シマンテックとの間で、複数回の電話会議による直接交渉を含む、真摯な協議・交渉等を行い、かつ、野村証券より、野村証券が平成 24 年 5 月 25 日付で当社に提出した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンのうち、株式価値算定書のドラフトの最終版に基づき、当社の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、フェアネス・オピニオンのドラフトの最終版に基づき、本公開買付価格が当社の株主にとって財務的見地より妥当である旨の説明を受けたことから、本公開買付けについて当社取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて当社の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を当社取締役会が決定することは当社の少数株主にとって不利益ではないと認められることを内容とする答申を委員全員の一致で決定し、当社取締役会に答申を行い、その詳細を記載した答申書を本日付で提出しております。

以上

○（参考）公開買付者による公表文（別添）

平成 24 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 合同会社シマンテック・インベストメンツ
代表者名 代表社員 シマンテックコーポレーション
職務執行者 グレゴリー・エム・キング
同 上 村 健 太

日本ベリサイン株式会社の普通株式及び新株予約権に対する 公開買付けの開始に関するお知らせ

合同会社シマンテック・インベストメンツ(以下「当社」又は「公開買付者」といいます。)は、平成 24 年 5 月 25 日、以下のとおり、日本ベリサイン株式会社(コード番号：3722 東京証券取引所マザーズ市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式及び新株予約権を公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本公開買付けを通じて対象者の株式を取得及び保有することを目的として平成 23 年 10 月 7 日に設立された合同会社です。本日現在、公開買付者の持分の全てが、アメリカ合衆国デラウェア州にて設立された会社であるシマンテックコーポレーション(Symantec Corporation)(以下「シマンテック」といいます。)(本店：アメリカ合衆国カリフォルニア州マウンテンビュー(Mountain View, CA, United States)、プレジデント、CEO 兼ディレクター(President, CEO and Director)：エンリケ・セーラム(Enrique Salem))により保有されています。

本日現在、シマンテックは、対象者普通株式 242,416 株(対象者の第 17 期第 1 四半期報告書(平成 24 年 5 月 10 日提出)に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数である 454,790 株から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数の割合：約 54.28%(小数点以下第三位を四捨五入しています。))を保有しています。

公開買付者は、対象者の普通株式(シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権(下記 2.「買付け等の概要」の(3)「買付け等の価格」の②において定義されます。以下同じです。)の全てを取得するため、本公開買付けを実施することを決定いたしました。本公開買付けは、以下に記載のとおり、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引(以下「本件取引」といいます。)の一環として実施されます。シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本日現在未定です。本公開買付けに際して、公開買付者は、シマンテックより、その保有する対象者普通株式の全てである 242,416 株(上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数である 454,790 株から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数の割合：約 54.28%(小数点以下第三位を四捨五入しています。))については本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。公開買付者は、本公開買付けにおいて対象者の普通株式(シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権の全てを買付けるために必要な資金を、本公開買付けの決済の開始日までに、シマンテックから提供される資金によって調達します。なお、本公開買付けでは、公開買付者は買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。

対象者によれば、対象者は、平成 24 年 5 月 25 日開催の取締役会において、本公開買付けに対し、賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨、本新株予約権については、本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様のご判断に委ねる旨の決議をしたとのことです。なお、対象者によれば、対象者の上記取締役会決議は、公開買付者及びシマンテックが、本公開買付け及びその後の一連の手続により、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得することを企図していること及び対象者普通株式を上場廃止とする予定であることを前提として行われたものであるとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

公開買付者の持分の全てを保有するシマンテックは、昭和 63 年 4 月にアメリカ合衆国デラウェア州にて設立された、企業及び個人の情報を守り、管理を実現する為のセキュリティ、ストレージ及びシステム管理ソリューションの提供を主要な事業の内容とする会社であり、同社の株式は、本日現在、米国ナスダック市場に上場されています。また、対象者は、平成 8 年 2 月に設立された、電子認証サービス及び運用アウトソーシングサービス等を主要な事業の内容とする株式会社です。

シマンテックは、平成 22 年 8 月 9 日、平成 22 年 5 月 19 日付 Acquisition Agreement に基づき、米国ベリサイン・インクからの認証事業譲受の一環として、日本における SSL サーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスの販売及びマーケティングを主たる事業としている対象者の発行済普通株式の約 54.28% (対象者の第 17 期第 1 四半期報告書(平成 24 年 5 月 10 日提出)に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数(454,790 株)から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数(242,416 株)の割合)(小数点以下第三位を四捨五入しています。)を、米国ベリサイン・インクから相対で取得しました。この対象者普通株式の取得は、事業譲受の一環として行われたため、公開買付けによらずに行われました。

対象者は、シマンテックの SSL サーバ証明書サービスに関し、日本での製品戦略立案及び製品管理、代理店パートナー等の販売網の開拓、製品・サービスの日本市場向けローカライゼーション、プロダクトマーケティング及びダイレクトマーケティング、販売、製品サポート及び認証を行っています。対象者のクライアント認証サービスは、マネージド PKI サービス(電子認証局業務のアウトソーシングサービス)、使い捨てパスワードによる強固な二要素認証を実現するワンタイムパスワード(VIP)及びオンライン詐欺を防止するリスクベース認証に大別され、対象者は、これらのソリューションに関しても、日本での製品戦略立案及び製品管理、ローカライゼーション、プロダクトマーケティング、製品サポート及び販売を行っています。また、対象者は、これらの事業を行うため、川崎市と札幌市でデータセンターを運営しています。

対象者の平成 23 年 12 月期の連結売上高は 6,788 百万円であり、その主な内訳は、SSL サーバ証明書サービスによる売上高が 4,723 百万円、マネージド PKI を主力とするクライアント認証サービスの売上高が 1,933 百万円となっております。また、ドメイン管理サービスの再販等を主とするその他サービスの売上高は 131 百万円となっております。

近年、対象者の SSL サーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスは、厳しい状況にあり、主力の認証製品の売上高は、平成 21 年から平成 22 年にかけては約 11%減少しましたが、平成 23 年には約 5%増加して回復しました。対象者はその SSL サーバ証明書製品を、高付加価値ゆえ相対的に高価格に設定しておりますが、競合他社による低価格攻勢により、厳しい競争環境におかれています。

シマンテックは、他の地域においては、マルウェアスキャン(ウェブサイトに悪意のあるソフトウェアやコードが含まれていないかを 1 日に 1 回自動的にスキャンする機能)、シールインサーチ(検索結果にノートン™セキュアドシールを表示するサービス)及び脆弱性スキャン等の付加価値サービスを通じて SSL サーバ証明書製品を差別化するという戦略を推進しています。また、対象者は日本において同様の戦略を推進し、法人向け直接販売、ウェブサイトを通じての直接販売、及び事業パートナーといった各販売網を通じて、SSL サーバ証明書製品を販売しています。

クライアント証明書及び VIP の販売は、クラウドビジネス環境の整備に伴い増加傾向にありますが、他製品との組み合わせによるソリューションが、今まで以上に求められています。

本公開買付けの第一の戦略的な目的は、SSL サーバ証明書サービス及びクライアント認証サービス双

方の成長を促進することです。また、対象者の非上場化により実現する一般管理費削減分を、事業に再投資することも検討しております。

SSL サーバ証明書サービスに関しては、停滞気味の日本における SSL 事業を改善させることを目的としています。対象者の SSL サーバ証明書サービスによる連結売上高は、市場における競争激化や日本国内における相対的に高い価格設定もあり、平成 22 年 12 月期の 4,586 百万円から平成 23 年 12 月期には 4,723 百万円へ増加したものの、平成 21 年 12 月期の 5,291 百万円からは減少しました。一方、世界のその他の地域の市場では、シマンテックの SSL サーバ証明書の受注高は、過去の 4 四半期において、平均して前年対比 8%増で推移しています。これは、製品の差別化、マーケティングの強化といった施策によるものです。本公開買付けの完了後、シマンテックは、製品差別化のローカライズを加速し、契約更新比率を向上させるとともに新規顧客向け事業を拡充するために、他の地域で功を奏したマーケティング戦略を実行することも検討しています。

シマンテック及び対象者は、平成 22 年 8 月以来、対象者の企業価値を最大化するための様々な手段を検討してきました。その結果、シマンテックは、対象者及びシマンテックが望ましい成長を実現するためには、シマンテックと対象者の間でより緊密な関係を構築することが最善の方法であるとの結論に至り、平成 24 年 5 月 25 日、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、公開買付者に、対象者の普通株式(シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権を本公開買付けにより取得させることを決定いたしました。とりわけ、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることにより、対象者は、シマンテックのブランド及びその他の共通のリソースをより効果的に活用することができるようになり、迅速な意思決定を通じて、競争の激しい市場における環境の変化に早期に対応することができるようになると考えております。(シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本日現在未定です。)なお、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とした後における対象者の役員構成の詳細については未定です。

本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、製品の差別化を一層強化し、対象者の SSL サーバ証明書及びクライアント認証サービスの販売体制を見直すことも検討しています。また、シマンテックは、世界的な戦略を活用し、既存の社内営業体制を改善することにより、SSL サーバ証明書の契約更新比率の向上、新しい事業に注力するための環境整備、マーケティング費用の増加等も検討しています。

クライアント認証サービスについては、本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、対象者のクライアント認証サービスとシマンテックの他製品を組み合わせたソリューションを用意し、シマンテックの日本法人である株式会社シマンテックの販売力も活用し、対象者の販売部隊と共同して、クライアント認証サービスの成長を促進させる予定です。

対象者普通株式に係る本公開買付けの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)を決定するために、公開買付者及びシマンテックは、対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに損益計算書等を含む財務情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者及びシマンテックは、対象者普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去 6 ヶ月間における株価推移を参考に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、本公開買付価格を 44,000 円とすることに決定いたしました。なお、対象者との協議・交渉に際しては、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参照しております。公開買付者及びシマンテックは、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素(対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに株価推移)を総合的に考慮した上で、対象者の取締役会が設置した第三者委員会(下記で定義されます。)との間で複数回実施された真摯な協議・交渉(詳細は、下記「(3)本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「①対象者における独立した第三者委員会の設置」をご参照下さい。)の結果等を踏まえることにより本公開買付価格を決定しようと判断したため、第三者算定機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格である 44,000 円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成 24 年 5 月 24 日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値(24,890 円)に対して約 76.78%(小

数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間(平成24年4月25日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(27,374円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約60.74%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去3ヶ月間(平成24年2月27日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(29,022円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約51.61%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去6ヶ月間(平成23年11月25日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(27,705円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約58.82%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを加えた額に相当します。

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならないこととされていますが、対象者は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの完了、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する者から対象者に対して会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同様とします。)に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行ったとのことです。本新株予約権のいずれについても、本日現在において既に行使期間が開始しているところ、本日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、各本新株予約権の買付価格は、1円とすることを決定しております。

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社であるシマンテックからの本件取引の提案が、構造的な利益相反を伴うものであり、対象者の少数株主の利益を確保する必要性があることから、本公開買付けについての取締役会の意見を決定するに際し、以下の過程を経たとのことです。

対象者は、平成23年8月3日に、シマンテックから本件取引の提案を受けたため、平成23年8月5日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、(i)当時の対象者の社外監査役であった梅野晴一郎氏(弁護士)、並びに社外有識者である藤崎清孝氏(株式会社オークネット 代表取締役社長)及び新井達哉氏(太陽ASG有限責任監査法人 代表社員 公認会計士)により構成される第三者委員会(以下「旧第三者委員会」といいます。)を設置し、同委員会に対し、シマンテックが対象者の全株式の取得を目的として実施する公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うことを諮問するとともに、当該公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱すること、(ii)本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは旧第三者委員会が指名する者として、及び、本件取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのことです。その後、旧第三者委員会は、複数の財務アドバイザーの候補者の中から、財務アドバイザーとして野村証券株式会社(以下「野村証券」といいます。)を指名したため、野村証券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、旧第三者委員会は、合計12回開催され、野村証券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。

旧第三者委員会とシマンテックの協議・交渉においては、主にシマンテックが提示する買付価格の妥当性が論点となり、旧第三者委員会は、シマンテックから初めて買付価格の提示を受けた平成23年10月4日以降、シマンテックとの間で、シマンテックが提示する買付価格を引き上げるよう協議・交渉を続けてきましたが、旧第三者委員会においてシマンテックが最終的に提示した買付価格(以下「旧提示価格」といいます。)に賛同するに至らなかったことから、平成23年11月28日付で旧第三者委員会とシマンテックとの間の協議・交渉は終了し、対象者は、平成23年12月22日開催の対象者取締役会において、旧第三者委員会への諮問を終了する旨の決議を行ったとのことです。

その後、対象者は、平成24年3月30日に、シマンテックから再度本件取引の提案を受けたため、平成24年4月2日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、(i)旧第三者委員会の委員であった梅野晴一郎氏、藤崎清孝氏及び新井達哉氏、並びに、平成24年3月29日に対象者の社外取締役に就任した林新氏から構成される第三者委員会(以下「新第三者委員会」といい、旧第三者委員会と総称して以下「第三者委員会」といいます。)を設置し、同委員会に対し、(a)本公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、(b)本公開買付けについ

て対象者取締役会が賛同すること、及び、本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることを諮問するとともに、本公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱する旨を決議し、また、(ii)本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは新第三者委員会が指名する者として、及び、本件取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのことです。その後、新第三者委員会は、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、合計10回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。かかる協議・交渉の結果、シマンテックから、旧提示価格を上回る額の本公開買付価格が提示されるに至ったとのことです。

具体的には、新第三者委員会は、シマンテックに対する質問書の送付、対象者経営陣及びシマンテックに対するヒアリングを実施するとともに、野村證券から対象者普通株式の株式価値についての分析結果の報告を受けること等により、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行ったとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えることには一定の合理性が認められ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まることから、本件取引が対象者の企業価値を向上させるものであると判断することは、合理的であるとの結論に至ったとのことです。

また、新第三者委員会は、本公開買付価格について、野村證券からの助言を得ながら、シマンテックとの間で、複数回の電話会議による直接交渉を含む、真摯な協議・交渉等を行ったとのことです。なお、新第三者委員会は、野村證券から、下記「②対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり野村證券が平成24年5月25日付で対象者に提出した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンのうち、株式価値算定書のドラフトの最終版に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、フェアネス・オピニオンのドラフトの最終版に基づき、本公開買付価格が対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨の説明を受けたとのことです。

そして、新第三者委員会は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、委員全員一致の意見により、対象者取締役会に対し、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨、並びに、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することは対象者の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を同日付で提出したとのことです。

なお、対象者によれば、第三者委員会の各委員はいずれも、シマンテック及び公開買付者との間で利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

② 対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、公開買付者及びシマンテックから独立した第三者算定機関である野村證券に対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、対象者との間に一定の取引関係がありますが、公開買付者及びシマンテックとの間で利害関係を有していないこと、上記「①対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者による本件取引に関する対象者の財務アドバイザーへの野村證券の選任は、本件取引に関し対象者の一般株主との間に利益相反のない委員から構成される新第三者委員会の指名に基づいていること等から、対象者は、野村證券は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

野村證券は、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者は、野村證券から平成24年5月25日付で株式価値算定書を入手したとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	24,890円から29,022円
類似会社比較法	36,025円から39,076円
DCF法	42,767円から46,630円

市場株価平均法では、平成24年5月24日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の、基準日終値(24,890円)、直近1週間の終値平均(25,040円)、直近1ヶ月の終値平均(27,374円)、直近3ヶ月の終値平均(29,022円)及び直近6ヶ月の終値平均(27,705円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を24,890円から29,022円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を36,025円から39,076円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を42,767円から46,630円までと分析しているとのことです。なお、野村證券へ提出した対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

さらに、対象者は、平成24年5月25日、野村證券より、本公開買付価格である44,000円は対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得していないとのことです。

③ 対象者における公開買付者から独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、公開買付者及びシマンテックから独立した対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けの手の適法性、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、シマンテックが提案した本件取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

④ 対象者における利害関係のない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、シマンテック及び公開買付者からの本公開買付けに関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、旧提示価格を上回る本公開買付価格も妥当なものであること等から、本件取引は対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、同じく後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本新株予約権については、買付価格が1円であることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役3名)はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、シマンテックから当初本件取引の提案がなされ、シマンテックと対象者との間で本件取引につ

いての具体的な議論が開始された平成23年8月3日から平成24年3月28日までの期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏、及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏(なお、フランシス・デスーザ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役を退任しているとのことです。)は、本件取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議に一切参加していないとのことです。

平成24年3月29日以降の期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏(なお、フラン・ロッシュ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役に就任したとのことです。)は、本件取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、対象者の全取締役4名のうち2名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた対象者取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しているとのことです。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、対象者の立場において本件取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉等に参加していないとのことです。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上に加え、法令に定められた公開買付期間は最短で20営業日であるところ、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに対する応募についての適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の他の買付者による買付けの機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

さらに、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っており、上記公開買付期間の設定と併せて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)

本公開買付けが完了した場合で、本公開買付けにより公開買付者が対象者の発行済普通株式(シマンテックが保有する普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下、本「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」において同じです。)の全てを取得できなかった場合には、シマンテック及び公開買付者は、以下の方法により、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得することを企図しております。

具体的には、本公開買付けが完了した後、シマンテック及び公開買付者は、①対象者の定款の一部を変更し、対象者において普通株式とは別の種類の対象者の株式を発行できるものとする事により、対象者を会社法に規定する種類株式発行会社に変更すること、②対象者の定款の一部を変更し、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付すこと、及び③対象者が全部取得条項が付された対象者普通株式の全部(対象者が保有する自己株式を除きます。)を取得し、当該取得と引換えに普通株式とは別の種類の対象者の株式を交付することについての議案を含む臨時株主総会の開催を対象者に要請する予定です。

また、上記臨時株主総会にて上記①のご承認をいただきますと、対象者は会社法に規定する種類株式発行会社となりますが、上記②については、会社法第111条第2項第1号に基づき、上記臨時株主総会の決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される対象者普通株式の株主を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、シマンテック及び公開買付者は、上記臨時株主総会の開催日と同日に上記種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、シマンテック及び公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された普通株式とされた上で、全て(対象者が保有する自己株式を除きます。)対象者に取得され、対象者の株主(対象者を除きます。)の皆様には当該取得の対価として普通株式とは別の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数に1株に満たない端数がある株主の皆様に対

しては、会社法第 234 条その他の関係法令の定めに従って、当該端数の合計数(合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する当該別の種類の対象者株式を売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該別の種類の対象者株式の売却の結果、当該株主に対して交付される金銭の額については、本公開買付けにおける本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の種類及び数は、本日現在未定ですが、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを保有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(シマンテック及び公開買付者を除きます。)の皆様に対し交付しなければならない対象者の株式の数が 1 株に満たない端数となるよう決定する予定です。なお、公開買付者に対し交付しなければならない対象者の株式の数を 1 株に満たない端数とする場合には、シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとなり、公開買付者に対し交付しなければならない対象者の株式の数を 1 株以上の数とする場合には、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとなりますが、いずれの方法を採用するかについては、本日現在未定です。

上記①乃至③の手續に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法により取得される当該普通株式 1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のほか、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、上記③の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合は、会社法第 117 条第 2 項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、上記①乃至③の手續については、それぞれ、会社法及び対象者の定款上、これらの定める定足数を満たした対象者の株主総会・種類株主総会において、出席した株主の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数による決議がなされることが必要であるため、シマンテック及び公開買付者は、シマンテックが保有する株式数(242,416 株)に本公開買付けに応募された対象者の普通株式の総数を加えた数が、対象者の第 17 期第 1 四半期報告書(平成 24 年 5 月 10 日提出)に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数(454,790 株)から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に占める比率(以下「応募比率」といいます。)が、3 分の 2 以上(株式数にして 297,726 株以上)に達した場合には、上記①乃至③の手續の実行を対象者に要請いたしますが、応募比率が 3 分の 2 未満となった場合には、本公開買付けは実施されるものの、上記①乃至③の手續の実行の要請を見合わせることを企図しており、シマンテック及び公開買付者がかかる要請を行わず、対象者により上記①乃至③の手續が実行されない場合、対象者普通株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場を維持することとなる予定です。また、応募比率が 3 分の 2 以上に達した場合であっても、関係法令についての当局の解釈等の状況並びに本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合及び対象者の株主の皆様を対象者普通株式の保有状況等によって、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、シマンテック及び公開買付者は、シマンテック、公開買付者及び対象者以外の対象者の株主の皆様に対して最終的に金銭を交付する方法の採用を予定しております。この場合における当該対象者の各株主の皆様へ交付する金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた対象者普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。シマンテック及び公開買付者は、上記①乃至③の手續の実行を対象者に要請する場合には、対象者に対して、原則として、本公開買付けの完了後速やかに上記①乃至③の手續を開始し、平成 24 年 11 月を目処に上記①乃至③の手續を完了させるよう要請することを予定しております。以上の場合における具体的な手續及びその実施時期については、対象者と協議の上、決定次第、速やかに公表します。

なお、本公開買付けは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付け又は上記の各手續における税務上の取扱いについては、株主等の皆様が各位において自らの責任にて税務専門家その他の専門家にご確認下さい。

公開買付者は、本公開買付けが完了したものの、取得しなかった対象者の本新株予約権について、対象者に対し、当該本新株予約権を消滅させるために必要な手續を行うことを要請する予定です。

(5) 上場廃止となる見込み及びその理由

対象者普通株式は、本日現在、東京証券取引所マザーズ市場に上場されていますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付けを行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者普通株式は、東京証券取引所の定めるマザーズ市場の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの完了後に、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続を実行する予定であり、その場合には、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止になります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所マザーズ市場において取引することができなくなります。また、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。本公開買付けにおいて応募比率が3分の2未満となった場合には、本公開買付けは実施されるものの、シマンテック及び公開買付者は、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」に記載の各手続の実行の要請を見合わせることを企図しており、シマンテック及び公開買付者がかかる要請を行わず、対象者により当該手続が実行されない場合、対象者普通株式は東京証券取引所マザーズ市場に上場を維持することとなる予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

本公開買付けは、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引の一環として実施されるため、公開買付者は、シマンテックより、その保有する対象者普通株式の全てである 242,416 株(対象者の第 17 期第 1 四半期報告書(平成 24 年 5 月 10 日提出)に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数である 454,790 株から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数の割合：約 54.28%(小数点以下第三位を四捨五入しています。))については本公開買付けに応募しない旨の表明を受けております。(シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本日現在未定です。)

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

①名称	日本ベリサイン株式会社	
②所在地	東京都中央区八重洲二丁目 8 番 1 号	
③代表者の役職・氏名	代表取締役社長兼最高経営責任者 古市 克典	
④事業内容	電子認証サービス及び運用アウトソーシングサービス等	
⑤資本金	4,035,856 千円(平成 24 年 3 月 31 日現在)	
⑥設立年月日	平成 8 年 2 月 23 日	
⑦大株主及び持株比率(平成 23 年 12 月 31 日現在)	シマンテックコーポレーション	53.30
	ドゥチェ モルガン グレンフェル シーアイ リミテッド ジェネラルクライアント アカUNT	1.72
	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	1.35
	バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカUNT	1.15
	ジェイピーアールデイ アイエスジー エフイーエイシー	0.89
	株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ	0.58
	新日鉄ソリューションズ株式会社	0.46
	松村 康史	0.35
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	0.33
	日本生命保険相互会社	0.33
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	0.33	
大日本印刷株式会社	0.33	
⑧公開買付者と対象者の関係	資本関係	該当事項はありません。 なお、公開買付者の完全親会社であるシマンテックは、対象者普通株式 242,416 株(対象者の第 17 期第 1 四半期報告書(平成 24 年 5 月 10 日提出)に記載された平成 24 年 3 月 31 日

		現在の対象者の発行済株式総数である 454,790 株から上記第 1 四半期報告書に記載された平成 24 年 3 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式数 8,201 株を控除した数である 446,589 株に対する所有株式数の割合：約 54.28% (小数点以下第三位を四捨五入しています。)を保有しております。
	人的関係	該当事項はありません。 なお、対象者の取締役であるスコット・テイラー氏は、公開買付者の完全親会社であるシマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼務しております。 また、対象者の取締役であるフラン・ロッシュ氏は、公開買付者の完全親会社であるシマンテックのバイスプレジデントを兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。 なお、対象者は公開買付者の完全親会社であるシマンテックとの間で、ライセンス契約を締結し、シマンテックの保有する特許権等の使用許諾を受けております。なお、対象者の平成 23 年 12 月期の連結売上高のうち、公開買付者の完全親会社であるシマンテックが開発し、かつ権利を有する製品及びサービスの売上の占める割合は、91.2%となります。
	関連当事者への該当状況	対象者は、公開買付者の完全親会社であるシマンテックの子会社であり、公開買付者は、対象者と親会社を共通にする関連当事者に該当します。

(2) 日程等

① 日程

決定日	平成 24 年 5 月 25 日(金曜日)
公開買付開始公告日	平成 24 年 5 月 28 日(月曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	平成 24 年 5 月 28 日(月曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 5 月 28 日(月曜日)から平成 24 年 7 月 6 日(金曜日)まで(30 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

① 普通株式 1 株につき金 44,000 円

② 新株予約権

(i) 平成 17 年 3 月 25 日開催の対象者定時株主総会及び平成 17 年 9 月 16 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権 1 個につき金 1 円

(ii) 平成 17 年 3 月 25 日開催の対象者定時株主総会及び平成 18 年 1 月 26 日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された新株予約権((i)及び(ii)を総称して以下「本新株予約権」といいます。) 1 個につき金 1 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

(i) 普通株式

本公開買付価格を決定するために、公開買付者及びシマンテックは、対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに損益計算書等を含む財務情報に基づき、対象者の財務・

事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者及びシマンテックは、対象者普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去6ヶ月間における株価推移を参考に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、本公開買付価格を44,000円とすることに決定いたしました。なお、対象者との協議・交渉に際しては、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参照しております。公開買付者及びシマンテックは、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素(対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに株価推移)を総合的に考慮した上で、対象者の取締役会が設置した第三者委員会との間で複数回実施された真摯な協議・交渉(詳細は、下記「②算定の経緯」の「(買付価格の公正性を担保するための措置)」の「(i)対象者における独立した第三者委員会の設置」をご参照下さい。)の結果等を踏まえることにより本公開買付価格を決定しようとする判断したため、第三者算定機関の算定書は取得しておりません。

本公開買付価格である44,000円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年5月24日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値(24,890円)に対して約76.78%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間(平成24年4月25日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(27,374円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約60.74%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去3ヶ月間(平成24年2月27日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(29,022円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約51.61%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去6ヶ月間(平成23年11月25日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(27,705円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約58.82%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを加えた額に相当します。

(ii) 本新株予約権

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならないこととされていますが、対象者は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの完了、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する者から対象者に対して会社法に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行ったとのことです。本新株予約権のいずれについても、本日現在において既に行使期間が開始しているところ、本日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、各本新株予約権の買付価格は、1円とすることを決定しております。

② 算定の経緯

(本公開買付価格の決定に至る経緯)

公開買付者の持分の全てを保有するシマンテックは、昭和63年4月にアメリカ合衆国デラウェア州にて設立された、企業及び個人の情報を守り、管理を実現する為のセキュリティ、ストレージ及びシステム管理ソリューションの提供を主要な事業の内容とする会社であり、同社の株式は、本日現在、米国ナスダック市場に上場されています。また、対象者は、平成8年2月に設立された、電子認証サービス及び運用アウトソーシングサービス等を主要な事業の内容とする株式会社です。

シマンテックは、平成22年8月9日、平成22年5月19日付Acquisition Agreementに基づき、米国ベリサイン・インクからの認証事業譲受の一環として、日本におけるSSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスの販売及びマーケティングを主たる事業としている対象者の発行済普通株式の約54.28%(対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)に記載された平成24年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(454,790株)から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に対する所有株式数(242,416株)の割合)(小数点以下第三位を四捨五入しています。)を、米国ベリサイン・インクから相対で取得しました。この対象者普通株式の取得は、事業譲受の一環として行われたため、公開買付けによらずに行われました。

対象者は、シマンテックのSSLサーバ証明書サービスに関し、日本での製品戦略立案及び製品管理、代理店パートナー等の販売網の開拓、製品・サービスの日本市場向けローカライゼーション、

プロダクトマーケティング及びダイレクトマーケティング、販売、製品サポート及び認証を行っています。対象者のクライアント認証サービスは、マネージドPKI サービス(電子認証局業務のアウトソーシングサービス)、使い捨てパスワードによる強固な二要素認証を実現するワンタイムパスワード(VIP)及びオンライン詐欺を防止するリスクベース認証に大別され、対象者は、これらのソリューションに関しても、日本での製品戦略立案及び製品管理、ローカライゼーション、プロダクトマーケティング、製品サポート及び販売を行っています。また、対象者は、これらの事業を行うため、川崎市と札幌市でデータセンターを運営しています。

対象者の平成23年12月期の連結売上高は6,788百万円であり、その主な内訳は、SSLサーバ証明書サービスによる売上高が4,723百万円、マネージドPKIを主力とするクライアント認証サービスの売上高が1,933百万円となっております。また、ドメイン管理サービスの再販等を主とするその他サービスの売上高は131百万円となっております。

近年、対象者のSSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービスは、厳しい状況にあり、主力の認証製品の売上高は、平成21年から平成22年にかけては約11%減少しましたが、平成23年には約5%増加して回復しました。対象者はそのSSLサーバ証明書製品を、高付加価値ゆえ相対的に高価格に設定しておりますが、競合他社による低価格攻勢により、厳しい競争環境におかれています。

シマンテックは、他の地域においては、マルウェアスキャン(ウェブサイトに悪意のあるソフトウェアやコードが含まれていないかを1日に1回自動的にスキャンする機能)、シールインサーチ(検索結果にノートン[™]セキュアドシールを表示するサービス)及び脆弱性スキャン等の付加価値サービスを通じてSSLサーバ証明書製品を差別化するという戦略を推進しています。また、対象者は日本において同様の戦略を推進し、法人向け直接販売、ウェブサイトを通じての直接販売、及び事業パートナーといった各販売網を通じて、SSLサーバ証明書製品を販売しています。

クライアント証明書及びVIPの販売は、クラウドビジネス環境の整備に伴い増加傾向にありますが、他製品との組み合わせによるソリューションが、今まで以上に求められています。

本公開買付けの第一の戦略的な目的は、SSLサーバ証明書サービス及びクライアント認証サービス双方の成長を促進することです。また、対象者の非上場化により実現する一般管理費削減分を、事業に再投資することも検討しております。

SSLサーバ証明書サービスに関しては、停滞気味の日本におけるSSL事業を改善させることを目的としています。対象者のSSLサーバ証明書サービスによる連結売上高は、市場における競争激化や日本国内における相対的に高い価格設定もあり、平成22年12月期の4,586百万円から平成23年12月期には4,723百万円へ増加したものの、平成21年12月期の5,291百万円からは減少しました。一方、世界のその他の地域の市場では、シマンテックのSSLサーバ証明書の受注高は、過去の4四半期において、平均して前年対比8%増で推移しています。これは、製品の差別化、マーケティングの強化といった施策によるものです。本公開買付けの完了後、シマンテックは、製品差別化のローカライズを加速し、契約更新比率を向上させるとともに新規顧客向け事業を拡充するために、他の地域で功を奏したマーケティング戦略を実行することも検討しています。

シマンテック及び対象者は、平成22年8月以来、対象者の企業価値を最大化するための様々な手段を検討してきました。その結果、シマンテックは、対象者及びシマンテックが望ましい成長を実現するためには、シマンテックと対象者の間でより緊密な関係を構築することが最善の方法であるとの結論に至り、平成24年5月25日、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを目的とする一連の取引の一環として、公開買付者に、対象者の普通株式(シマンテックが保有する対象者普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。)及び本新株予約権を本公開買付けにより取得させることを決定いたしました。とりわけ、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることにより、対象者は、シマンテックのブランド及びその他の共通のリソースをより効果的に活用できるようになり、迅速な意思決定を通じて、競争の激しい市場における環境の変化に早期に対応することができるようになると考えております。(シマンテックが単独で対象者の発行済株式の全てを保有することとするか、シマンテック及び公開買付者が合わせてこれを保有することとするかについては、本日現在未定です。)なお、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発

行済株式の全てを保有する会社とした後における対象者の役員構成の詳細については未定です。

本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、製品の差別化を一層強化し、対象者のSSLサーバ証明書及びクライアント認証サービスの販売体制を見直すことも検討しています。また、シマンテックは、世界的な戦略を活用し、既存の社内営業体制を改善することにより、SSLサーバ証明書の契約更新比率の向上、新しい事業に注力するための環境整備、マーケティング費用の増加等も検討しています。

クライアント認証サービスについては、本公開買付けが完了した場合、シマンテックは、対象者のクライアント認証サービスとシマンテックの他製品を組み合わせたソリューションを用意し、シマンテックの日本法人である株式会社シマンテックの販売力も活用し、対象者の販売部隊と共同して、クライアント認証サービスの成長を促進させる予定です。

本公開買付価格を決定するために、公開買付者及びシマンテックは、対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに損益計算書等を含む財務情報に基づき、対象者の財務・事業を多面的・総合的に分析いたしました。また、公開買付者及びシマンテックは、対象者普通株式が一般的に金融商品取引所を通じて売買されていることに鑑みて、過去6ヶ月間における株価推移を参考に、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの見通しを勘案した結果、本公開買付価格を44,000円とすることに決定いたしました。なお、対象者との協議・交渉に際しては、過去に行われた本公開買付けと同種の公開買付けにおいて公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例を参照しております。公開買付者及びシマンテックは、本公開買付価格の決定に際しては、上記のとおり、財務情報等の客観的な資料に基づきつつ、対象者の株式価値に関するその他の諸要素(対象者より提供された事業戦略、商品及び顧客等に関する情報、並びに株価推移)を総合的に考慮した上で、対象者の取締役会が設置した第三者委員会との間で複数回実施された真摯な協議・交渉(詳細は、下記「(買付価格の公正性を担保するための措置)」の「(i)対象者における独立した第三者委員会の設置」をご参照下さい。)の結果等を踏まえることにより本公開買付価格を決定しようと判断したため、第三者算定機関の算定書は取得していません。

本公開買付価格である44,000円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年5月24日の対象者普通株式の東京証券取引所マザーズ市場における終値(24,890円)に対して約76.78%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同日までの過去1ヶ月間(平成24年4月25日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(27,374円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約60.74%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去3ヶ月間(平成24年2月27日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(29,022円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約51.61%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを、同過去6ヶ月間(平成23年11月25日から平成24年5月24日まで)の終値単純平均(27,705円(小数点以下第一位を四捨五入しています。))に対して約58.82%(小数点以下第三位を四捨五入しています。)のプレミアムを加えた額に相当します。

本公開買付けの対象に含まれる本新株予約権は、いずれもストックオプションとして発行されたものであります。本新株予約権を譲渡により取得する場合には、取締役会の承認を受けなければならないこととされていますが、対象者は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに応募された本新株予約権の買付けに関しては、本公開買付けの完了、及び、公開買付者又は本新株予約権を保有する者から対象者に対して会社法に定める譲渡承認請求がなされることを停止条件として、公開買付者への本新株予約権の譲渡を承認する旨の決議を行ったとのことです。本新株予約権のいずれについても、本日現在において既に行使期間が開始しているところ、本日現在において、本新株予約権についてはいずれも、対象者普通株式1株当たりの行使価額が本公開買付価格を上回っていることから、公開買付者は、各本新株予約権の買付価格は、1円とすることを決定しております。

(買付価格の公正性を担保するための措置)

(i) 対象者における独立した第三者委員会の設置

対象者によれば、対象者は、公開買付者及び公開買付者の完全親会社であるシマンテックからの本件取引の提案が、構造的な利益相反を伴うものであり、対象者の少数株主の利益を確保する必要性があることから、本公開買付けについての取締役会の意見を決定するに際し、以下の過程を経たとのことです。

対象者は、平成 23 年 8 月 3 日に、シマンテックから本件取引の提案を受けたため、平成 23 年 8 月 5 日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、(a)旧第三者委員会を設置し、同委員会に対し、シマンテックが対象者の全株式の取得を目的として実施する公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うことを諮問するとともに、当該公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱すること、(b)本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは旧第三者委員会が指名する者とする事、及び、本件取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのことです。その後、旧第三者委員会は、複数の財務アドバイザーの候補者の中から、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、旧第三者委員会は、合計 12 回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。

旧第三者委員会とシマンテックの協議・交渉においては、主にシマンテックが提示する買付価格の妥当性が論点となり、旧第三者委員会は、シマンテックから初めて買付価格の提示を受けた平成 23 年 10 月 4 日以降、シマンテックとの間で、シマンテックが提示する買付価格を引き上げるよう協議・交渉を続けてきましたが、旧第三者委員会において旧提示価格に賛同するに至らなかったことから、平成 23 年 11 月 28 日付で旧第三者委員会とシマンテックとの間の協議・交渉は終了し、対象者は、平成 23 年 12 月 22 日開催の対象者取締役会において、旧第三者委員会への諮問を終了する旨の決議を行ったとのことです。

その後、対象者は、平成 24 年 3 月 30 日に、シマンテックから再度本件取引の提案を受けたため、平成 24 年 4 月 2 日に対象者取締役会を開催し、同取締役会において、(a)新第三者委員会を設置し、同委員会に対し、(ア)本公開買付けについて対象者取締役会が賛成すべきか否かを検討し、対象者取締役会に勧告を行うこと、並びに、(イ)本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること、及び、本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することが、少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、対象者取締役会に意見を述べることを諮問するとともに、本公開買付けに関し、必要に応じ、対象者又は対象者の株主のために、シマンテックとの間で協議・交渉を行うことを委嘱する旨を決議し、また、(b)本件取引に関する対象者の財務アドバイザーは新第三者委員会が指名する者とする事、及び、本件取引に関する対象者の法務アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選定することを決議したとのことです。その後、新第三者委員会は、財務アドバイザーとして野村證券を指名したため、野村證券が対象者の財務アドバイザーとして選任されたとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、合計 10 回開催され、野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら、本件取引が対象者の企業価値に与える影響及び本件取引が対象者の株主利益に与える影響の観点から、情報の収集・検討等を行い、また、シマンテックとの間で本件取引に関する協議・交渉を行ったとのことです。かかる協議・交渉の結果、シマンテックから、旧提示価格を上回る額の本公開買付価格が提示されるに至ったとのことです。

具体的には、新第三者委員会は、シマンテックに対する質問書の送付、対象者経営陣及びシマンテックに対するヒアリングを実施するとともに、野村證券から対象者普通株式の株式価値についての分析結果の報告を受けること等により、本公開買付けに係る情報収集を行い、それを踏まえて野村證券及び森・濱田松本法律事務所の助言を得ながら慎重に本公開買付けについての検討を行ったとのことです。

対象者によれば、新第三者委員会は、これらの情報収集及び検討結果を踏まえ、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えることには一定の合理性が認められ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まることから、本件取引が対象者の企業価値を向上させるものであると判断することは、合理的であるとの結論に至ったとのことです。

また、新第三者委員会は、本公開買付価格について、野村證券からの助言を得ながら、シマンテックとの間で、複数回の電話会議による直接交渉を含む、真摯な協議・交渉等を行ったとのことです。なお、新第三者委員会は、野村證券から、下記「(ii)対象者における公開買付者から独立した

第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得」に記載のとおり野村証券が平成24年5月25日付で対象者に提出した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンのうち、株式価値算定書のドラフトの最終版に基づき、対象者の普通株式の価値評価に関する説明を受けるとともに、フェアネス・オピニオンのドラフトの最終版に基づき、本公開買付価格が対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨の説明を受けたとのことです。

そして、新第三者委員会は、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、委員全員一致の意見により、対象者取締役会に対し、本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明するとともに、対象者の株主が本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をすることは相当である旨、並びに、公開買付者による本公開買付けについて対象者取締役会が賛同すること及び本公開買付け後にシマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせて対象者の発行済株式の全てを取得するための手続の実施を対象者取締役会が決定することは対象者の少数株主にとって不利益ではない旨の答申を行い、その詳細を記載した答申書を同日付で提出したとのことです。

なお、対象者によれば、第三者委員会の各委員はいずれも、シマンテック及び公開買付者との間で利害関係を有しておらず、対象者は、第三者委員会の各委員は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

(ii) 対象者における公開買付者から独立した第三者算定機関からの株式価値算定書及びフェアネス・オピニオンの取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の評価を行うにあたり、その公正性を担保すべく、公開買付者及びシマンテックから独立した第三者算定機関である野村証券に対して対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村証券は、対象者との間に一定の取引関係がありますが、公開買付者及びシマンテックとの間で利害関係を有していないこと、上記「(i) 対象者における独立した第三者委員会の設置」に記載のとおり、対象者による本件取引に関する対象者の財務アドバイザーへの野村証券の選任は、本件取引に関し対象者の一般株主との間に利益相反のない委員から構成される新第三者委員会の指名に基づいていること等から、対象者は、野村証券は本件取引に関し対象者の一般株主と利益は相反していないと考えているとのことです。

野村証券は、対象者から事業の現状及び将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法を用いて、対象者の普通株式の株式価値分析を実施し、対象者は、野村証券から平成24年5月25日付で株式価値算定書を入手したとのことです。

上記各方式において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価平均法	24,890円から29,022円
類似会社比較法	36,025円から39,076円
DCF法	42,767円から46,630円

市場株価平均法では、平成24年5月24日を基準日として、東京証券取引所マザーズ市場における対象者の普通株式の、基準日終値(24,890円)、直近1週間の終値平均(25,040円)、直近1ヶ月の終値平均(27,374円)、直近3ヶ月の終値平均(29,022円)及び直近6ヶ月の終値平均(27,705円)を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を24,890円から29,022円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を36,025円から39,076円までと分析しているとのことです。

DCF法では、対象者の事業計画、対象者のマネジメントに対するインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等を考慮した平成24年12月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を42,767円から46,630円までと分析しているとのことです。なお、野村証券へ提出した対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでいないとのことです。

さらに、対象者は、平成24年5月25日、野村証券より、本公開買付価格である44,000円は対象者の株主にとって財務的見地より妥当である旨のフェアネス・オピニオンを受領しているとのことです。

なお、対象者は、本新株予約権については、第三者算定機関から価値算定書を取得していないとのことです。

(iii) 対象者における公開買付者から独立した法律事務所からの助言

対象者によれば、対象者は、公開買付者及びシマンテックから独立した対象者の法務アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から、本公開買付けの適法性、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の方法及び過程の公正性についての助言を受け、シマンテックが提案した本件取引を対象者が受け容れるための条件、本公開買付けの具体的な条件及び手続、実施時期等の諸条件について慎重に検討したとのことです。

(iv) 対象者における利害関係のない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者によれば、対象者は、シマンテック及び公開買付者からの本公開買付けに関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、旧提示価格を上回る本公開買付価格も妥当なものであること等から、本件取引は対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、同じく後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本新株予約権については、買付価格が1円であることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様の判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役3名)はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、シマンテックから当初本件取引の提案がなされ、シマンテックと対象者との間で本件取引についての具体的な議論が開始された平成23年8月3日から平成24年3月28日までの期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏、及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏(なお、フランシス・デスーザ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役を退任しているとのことです。)は、本件取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議に一切参加していないとのことです。

平成24年3月29日以降の期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏(なお、フラン・ロッシュ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役に就任したとのことです。)は、本件取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、対象者の全取締役4名のうち2名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた対象者取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しているとのことです。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、対象者の立場において本件取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉等に参加していないとのことです。

(v) 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上に加え、法令に定められた公開買付期間は最短で20営業日であるところ、公開買付者は、公開買付期間を30営業日に設定しております。このように公開買付期間を比較的長期間に設定す

ることにより、対象者の株主及び新株予約権者の皆様に対し、本公開買付けに対する応募についての適切な判断の機会を確保しつつ、公開買付者以外の他の買付者による買付けの機会を確保し、もって本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

さらに、公開買付者は、対象者との間で、公開買付者以外の対抗買付者が実際に出現した場合に当該対抗買付者が対象者との間で接触又は交渉等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定と併せて、本公開買付けの公正性の担保に配慮しております。

③ 算定機関との関係
該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
204,292(株)	－(株)	－(株)

(注1) 本公開買付けでは、公開買付者は買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。買付予定数は、対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数(454,790株)に、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に記載された平成24年2月29日現在において発行済みの本新株予約権(119個)(対象者によれば、平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間、本新株予約権の数に変更はないとのことです。)の行使により発行される可能性のある対象者株式(平成24年4月1日以降公開買付届出書提出日までにこれらの新株予約権が行使されることにより発行される可能性のある対象者株式数を含みます。)の最大数(119株)を加え、本公開買付けに応募する予定のないシマンテックが保有する株式数(242,416株)及び上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数(8,201株)を控除した株式数です。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 公開買付者は、公開買付期間の末日までに本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者普通株式も買付けの対象としております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	一個	(買付け等前における株券等所有割合 ー%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	242,416個	(買付け等前における株券等所有割合 約54.27%)
買付予定の株券等に係る議決権の数	204,292個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)
対象者の総株主の議決権の数	446,589個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、シマンテックが所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第17期第1四半期報告書(平成24年5月10日提出)に記載された平成24年3月31日現在の総株主の議決権の数を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、本新株予約権の行使により発行される可能性のある対象者株式についても買付けの対象としているため、「株券等所有割合」の計算においては、上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在の発行済株式総数454,790株から上記第1四半期報告書に記載された平成24年3月31日現在において対象者が保有する自己株式数8,201株を控除した数である446,589株に、対象者の第16期有価証券報告書(平成24年3月29日提出)に記載された平成24年2月29日現在において発行済みの本新株予約権(119個)(対象者によれば、平成24年3月1日から平成24年3月31日までの間、本新株予約権の数に変更はないとのことです。)の行使により発行される可能性のある対象

者株式(平成24年4月1日以降公開買付届出書提出日までにこれらの新株予約権が行使されることにより発行される可能性のある対象者株式数を含みます。)の最大数(119株)を加えた株式数に係る総株主の議決権の数(446,708個)を分母として計算しております。

(注4)上記の割合は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(7) 買付代金 金8,988,848,000円

(注) 「買付代金」は、買付予定数(204,292株)に1株当たりの買付価格(44,000円)を乗じて得られた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号
- ② 決済の開始日
平成24年7月13日(金)
- ③ 決済の方法
公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の売付け等の申込みをされる方(株主及び新株予約権者をいい、以下「応募株主等」といいます。)(外国の居住者である株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。))の場合にはその常任代理人)の住所又は所在地宛に郵送します。
買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の指定した場所へ送金します。
- ④ 株券等の返還方法
下記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日(本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、返還すべき株券等を返還します。株式については、応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還し、新株予約権については、新株予約権の応募に際して提出された書類をそれぞれ応募株主等の指示により応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)への交付又は応募株主等(外国人株主等の場合にはその常任代理人)の住所への郵送により返還します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

- ① 金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容
本公開買付けでは、買付予定数に上限及び下限を設定しておりません。したがって、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。
- ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法
金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至リ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至チ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行うおうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。
- ③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法
法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うこと

があります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をされる場合は、公開買付期間末日の16時00分までに、下記に指定する者の本店又は全国各支店に「公開買付応募申込受付票」及び本公開買付けに係る契約を解除する旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付して下さい。契約の解除は、解除書面が下記に指定する者に交付され、又は到達したときに効力を生じます。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の16時00分までに下記に指定する者に到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

(その他三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があつた場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

この場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

公開買付者が訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

公開買付届出書その他本公開買付けに関連する資料の配布は、一定の法域においては法律により制約される場合があります。公開買付届出書その他本公開買付けに関連する資料を入手する方は、かかる制約について自ら了知しその居住する法域における関連する一切の制約を遵守することが、公開買付者により要求されます。

(10) 公開買付開始公告日

平成24年5月28日(月曜日)

(11) 公開買付代理人

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等については、上記「1. 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針(いわゆる二段階買収に関する事項)」及び「(5) 上場廃止となる見込み及びその理由」をご参照下さい。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者によれば、対象者は、シマンテック及び公開買付者からの本公開買付けに関する説明、野村證券から取得した株式価値算定書及びフェアネス・オピニオン、森・濱田松本法律事務所からの法的助言、新第三者委員会の答申等を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について、慎重に協議、検討したとのことです。

その結果、対象者は、本公開買付けを含む本件取引の実施により、対象者のマーケティング・販売活動における効率化・市場競争力の強化、顧客基盤等の強化、製品ラインナップの強化、日本市場向け製品の開発力の強化等により対象者の企業価値が向上すると考えられ、他方、本件取引の実行が対象者の企業価値を毀損する可能性及びその程度は、いずれも限定的なものに留まること、旧提示価格を上回る本公開買付け価格も妥当なものであること等から、本件取引は対象者の企業価値ひいては株主共同の利益の向上に資するものであると判断し、平成24年5月25日開催の対象者取締役会において、後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、対象者を、シマンテックが単独で又はシマンテック及び公開買付者が合わせてその発行済株式の全てを保有する会社とすることを前提とした本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。また、対象者は、当該取締役会において、同じく後記のスコット・テイラー氏及びフラン・ロッシュ氏を除く取締役全員一致により、本新株予約権については、買付け価格が1円であることから、本新株予約権を本公開買付けに応募するか否かについて本新株予約権の保有者の皆様への判断に委ねる旨を併せて決議したとのことです。

そして、当該取締役会に出席した監査役(監査役3名中、出席監査役3名)はいずれも、上記決議に異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、シマンテックから当初本件取引の提案がなされ、シマンテックと対象者との間で本件取引についての具体的な議論が開始された平成23年8月3日から平成24年3月28日までの期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏、及びシマンテックのシニア・バイスプレジデントを兼任していたフランシス・デスーザ氏(なお、フランシス・デスーザ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役を退任しているとのことです。)は、本件取引について、利益が相反し、又は利益が相反するおそれがあることから、いずれも対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議に一切参加していないとのことです。

平成24年3月29日以降の期間については、同期間における対象者の取締役のうち、シマンテックのエグゼクティブ・バイスプレジデントを兼任しているスコット・テイラー氏及びシマンテックのバイスプレジデントを兼任しているフラン・ロッシュ氏(なお、フラン・ロッシュ氏は平成24年3月29日付で対象者の取締役に就任したとのことです。)は、本件取引について利益が相反し、又は利益が相反するおそれがある一方で、対象者の全取締役4名のうち2名を占めることから、本公開買付けへの意見の表明を含む対象者取締役会における本件取引に関する議題の審議及び決議について、スコット・テイラー氏はかかる審議及び決議が行われた対象者取締役会に欠席する一方、フラン・ロッシュ氏は定足数を満たすため当該取締役会に電話会議システムを利用して出席したものの、上記審議において一切発言せず、また決議においては棄権しているとのことです。また、スコット・テイラー氏、フラン・ロッシュ氏及びフランシス・デスーザ氏は、いずれも、対象者の立場において本件取引に関するシマンテック及び公開買付者との協議・交渉等に参加していないとのことです。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

対象者が公表した平成24年5月25日付「平成24年12月期配当予想の修正に関するお知らせ」によれば、対象者は、平成24年5月25日開催の取締役会において、本公開買付けにおける応募比率が3分の2以上となることを条件として、平成24年12月期の配当予想を修正し、平成24年12月期の剰余金の配当(期末)を行わない旨の決議をしたとのことです。

以上

本プレスリリースに含まれる情報を閲覧された方は、金融商品取引法第 167 条第 3 項及び第 4 項並びに同施行令第 30 条の規定により、内部者取引(いわゆるインサイダー取引)規制に関する第一次情報受領者として、本プレスリリースの発表から 12 時間を経過するまでは、対象者の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分ご注意ください。万が一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付け説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行って下さい。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース(若しくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

本プレスリリースには、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又はその関係人は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではなく、実際の結果は大きく異なることがあります。本プレスリリースの「将来に関する記述」は、本プレスリリースの日付の時点で、当社が有する情報に基づき作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社及びその関係人は、将来の事象や状況を反映するために、かかる記述を変更又は修正する義務を負いません。

本公開買付けは、金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。

本プレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張しうる権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行います。本公開買付けに関する書類の一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が英語の書類に優先するものとします。

本プレスリリースの発表、発行又は配布は、国又は地域によって法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守して下さい。本公開買付けの実施が違法となる国又は地域においては、本プレスリリース又はその訳文が受領されても、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配付とみなされるものとします。